

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明化の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築すること基本的な考え方としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
池田 洋人	815,900	45.45
松本 修士	278,200	15.50
亀井 友廣	51,000	2.84
池田 直紀	30,200	1.68
速水 裕	21,700	1.20
一般財団法人日本気象協会	20,400	1.13
吉川 直樹	17,800	0.99
内田 龍夫	12,800	0.71
河田 健	11,600	0.64
長田 有弘	7,800	0.43

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明更新

大株主の状況は、2023年2月28日現在の状況であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 グロース

決算期

2月

業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
柴田幸夫	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柴田幸夫	○	該当事項はありません。	経営者及び公認会計士としての豊富な経験から経営戦略をはじめとした会社経営に関する助言・提言を期待し、社外取締役として選任しております。 また、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はないため、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないものと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当 する任意の委員会	報酬諮問会議	3	0	1	1	1	0	社外取 締役

補足説明

2022年4月14日付で、取締役の報酬の決定に関する意思決定プロセスの透明性と客観性を高め、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、取締役会の任意の諮問会議体として報酬諮問会議を新たに設置しております。報酬諮問会議のメンバーは、代表取締役、社外取締役、社外監査役の3名で構成されています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は独立した内部監査室は設けておりませんが、代表取締役の命を受けた内部監査担当者2名が、自己の属する部門を除く当社全体をカバーするよう業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。
代表取締役は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。
また、内部監査担当者と監査役、監査法人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
横小路喜代隆	他の会社の出身者													
木村貴弘	弁護士													
田嶋清孝	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
横小路喜代隆	○	該当事項はありません。	上場企業における管理部門としての長年の経験と幅広い見識に加え、上場企業における常勤監査役としての経験も有しております。このような実情を踏まえ、当社の経営に対し客観的な見地から適切な監督を行っていただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。 なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はないため、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないものと判断し、独立役員に指定しております。
木村貴弘	○	該当事項はありません。	弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識等を有していることから、社外監査役として選任しております。 なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はないため、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないものと判断し、独立役員に指定しております。
田嶋清孝		田嶋清孝氏は、2023年2月期まで当社の会計監査人でありましたEY新日本有限責任監査法人の出身です。 同氏は、2022年9月に同監査法人を退職しており、また、取引の規模及び性質に照らして株主及び投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	公認会計士として財務・会計に関する専門的な知識と経験を有しており、その知識と経験を当社の監査体制に反映していただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。

独立役員の人数 **更新**

3名

その他独立役員に関する事項

社外監査役の田嶋清孝氏は、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしておりますが、同氏が所属しておりましたEY新日本有限責任監査法人は2023年2月期まで当社の会計監査人として当社との間で取引関係がございました。

当社は、社外役員の独立性判断基準を設けておりませんが、独立性基準を加重に捉え、過去3年間当社の会計監査人である監査法人に所属していた者は、独立役員としないことといたします。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値向上及び士気の高揚による業績向上等を企図し、インセンティブとしてストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

経営参画意識の向上や業績向上に対する士気を高めるため、当社取締役及び従業員へ付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社の取締役及び監査役の報酬は事業報告にて社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役別に総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額は、2019年8月21日開催の臨時株主総会において、年額400,000千円以内(ただし、使用人兼取締役の使用人分の給与は含まない。)と決議いただいております。

2022年4月14日付で、取締役会の任意の諮問会議体として報酬諮問会議を新たに設置しております。今後は、取締役の報酬につきましては、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、報酬諮問会議にて各取締役に求められる職責及び能力等を勘案し、報酬諮問会議の答申を経て取締役会で決定を行います。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

専従ではありませんが、社内取締役と同様にコーポレート部が補佐しております。社外取締役及び社外監査役に対しては、取締役会又は監査役会開催の約1週間前に招集通知を資料とともに送付し、必要に応じた事前説明等によって十分な検討期間を確保することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は取締役4名で構成され、迅速かつ機動的に重要な業務執行に関する意思決定を行うほか、法令・定款に定められた事項、経営方針、事業戦略、年度事業計画ほか、経営に関する重要事項の決定を行っております。また、全ての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制を整えており、原則として毎月1回開催しております。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、適正かつ効率的な業務執行ができる体制を整備しております。

監査役会は監査役3名(全員が社外監査役であり、うち1名は常勤監査役)で構成され、監査の有効性及び効率性の確保並びに監査役間での意見交換を目的に、監査役会を原則として毎月1回開催しております。また、監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べております。

なお、監査役は監査法人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深めて、監査の実効性と効率性の向上に努めております。また、監査役会においては監査役監査基準の整備、監査計画を策定し、監査実施状況、監査結果等について監査役間で共有しております。常勤監査役は内部監査担当者及び監査法人とのミーティングを行うほか、随時情報交換を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためにはコーポレート・ガバナンスの強化が重要であると考えており、業務執行に対し、取締役会による監督と監査役による適法性監査の二重のチェック機能を持つ監査役会設置会社の体制を選択しております。監査役会設置会社の体制のもと、独立した外部の視点からチェック体制の強化を図るため、監査役3名の全員が社外監査役となっております。また、取締役会の監督機能の一層の強化を図るとともに、迅速な意思決定や機動的な業務執行を図るため、取締役4名のうち1名を社外取締役としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、より多くの株主の方にご出席いただけるよう、株主総会の集中日を回避することに留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討すべき事項として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、検討すべき事項として考えております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIR情報に掲載いたします。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に決算説明会を実施していく方針です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に決算説明会を実施していく方針です。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、決算説明会資料等を、当社ホームページのIR情報に掲載いたします。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレート部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、顧客、取引先及び従業員等当社のステークホルダーへの適時適切な情報提供を、会社の重要事項として認識し積極的にを行う方針であります。会社ホームページ、定期的及び適宜開催する会社説明会等を通じて情報の提供を行ってまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備の状況

当社では業務執行の適正性を確保する体制として、取締役会にて「内部統制システム構築に関する基本方針」を定める決議を行っております。また、当該方針に基づき、内部統制システムの運用を行っております。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令又は定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及び役職員が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように、コンプライアンスガイドラインを定める。
- (2) 当社のコンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、取締役の法令違反につき通報できる体制をとり、コンプライアンス体制の機能状態をモニタリングする。
- (3) 取締役会の事務局を設置し、必要に応じて速やかに取締役会を開催し、取締役会上程基準の定める事項が適時に上程・審議される体制とし、取締役会の議案について十分な審議を可能とする資料の作成支援、議案内容の事前説明を行うことにより、社外取締役及び監査役の議案の理解を促し、適法性その他の確認が適切になされることを確保する。
- (4) 取締役は、他の取締役の法令又は定款に違反する行為を発見した場合、直ちに監査役会及び取締役会に報告する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程及び情報セキュリティ規程に従い、適切に記録、保存、管理する。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社のリスク管理を体系的に定めるリスク管理規程を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築及び運用を行う。
- (2) 内部監査担当者は各組織のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役へ報告する。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役会規程、職務権限規程、業務分掌規程及び稟議規程等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく業務執行の迅速かつ効率的な処理を推進する。
- (2) 取締役の職務の執行を効率的に行うことを確保する体制として、毎月1回定例の取締役会の他、随時に取締役の3分の2以上で構成する会議を開催し、基本方針・戦略を決定する。

ホ. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

内部監査担当者が監査計画を立案し、各部門の監査を定期的に行う。

ヘ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役が必要と判断し求めた場合には、監査役の職務を補助する使用人を速やかに設置する。
- (2) 補助すべき使用人を設置する場合には、使用人の人数や人事異動・人事考課等については監査役会の同意を要するものとし、取締役からの独立性が確保されるよう、その人事については、取締役と監査役が協議を行う。

ト. 監査役への報告に関する体制その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、監査役は取締役会に出席する。
- (2) 監査役は、毎月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
- (3) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- (4) 監査役は、取締役会議事録等の業務執行に関わる記録を常に閲覧することができる。
- (5) 監査役は、稟議書等全ての重要な決裁書類を確認することができる。

チ. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、会社法、会社法施行規則及び金融商品取引法に基づき財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の体制整備、運用、評価を継続的に行うことで、不備に対する必要な是正措置を講じるものとする。

リ. 反社会的勢力排除に向けた体制

- (1) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、社会的責任及び企業防衛等の観点から、断固として対決する旨を、活動方針に定める。
- (2) 反社会的勢力からの不当な要求があった際は、顧問弁護士へ逐一相談を行うこととする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、社会的責任および企業防衛等の観点から、断固として対決する旨を、活動方針に定めており、反社会的勢力との関係は一切ございません。

当社では反社会的勢力との関係を断絶するため、当社取引先、当社主要株主、当社役職員等について、マニュアルに沿って、日経テレコンによる記事検索、インターネット検索により調査を実施しております。当該調査は取引開始前に実施しており、既存継続取引先とは年1回の頻度で調査を実施しております。尚、取引基本契約書等の内容に反社会的勢力との関係が判明した場合の解除条項を入れております。

その他

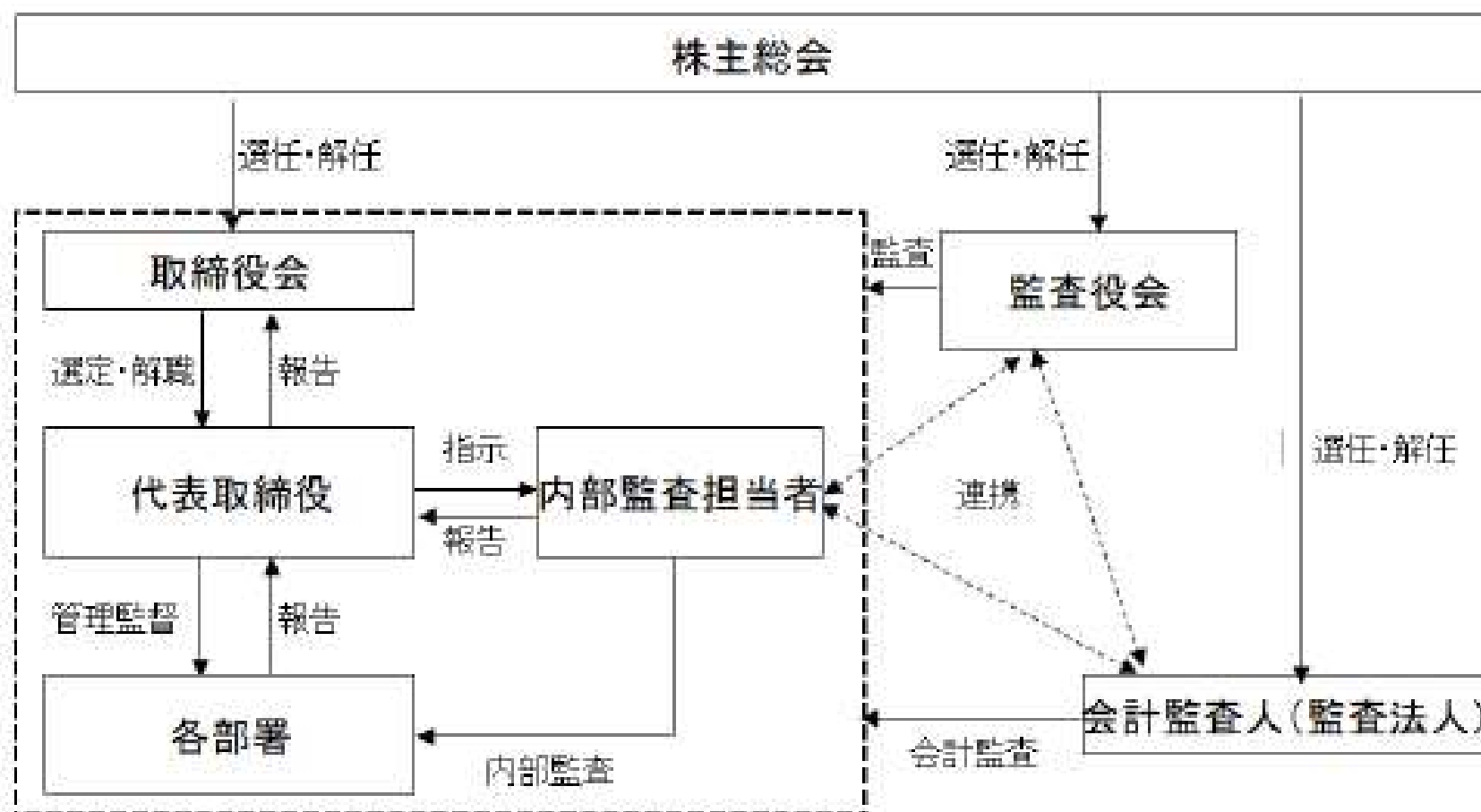
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

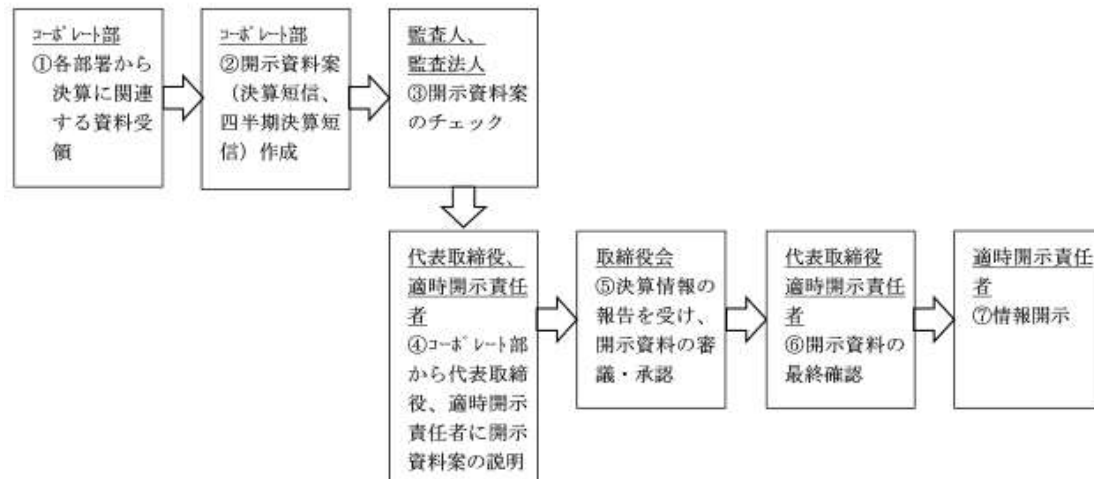
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

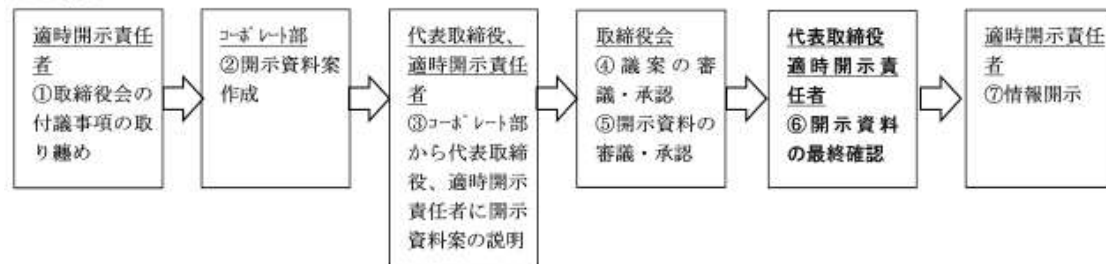


【適時開示体制の概要（模式図）】

決算情報



決定事実



発生事実

